

朝霞市

令和4年度(2022年度)

創エネ・省エネ設備設置費 補助制度のご案内

©むさしのフロントあさか



対象設備を設置した方に対して
朝霞市が最大**27万円**
の補助を行う。

対象設備

雨水貯留槽

(最大2万円)

※管理組合は最大10万円
雨を貯留槽に貯めて、
庭への散水等に利用。
また、雨水が道路に流
れ出ることを防ぎ、浸水
被害の緩和に役立ちま
す。

住宅用太陽光発電システム

(最大10万円)※管理組合は最大50万円

太陽からのエネルギーを電気に変えて、家庭で使用する電気に利用。

定置用

リチウムイオン蓄電池※2kwh以上

(定額10万円)

夜間電力や発電した電力を
貯めて、日中や非常時に利用

家庭用燃料電池

(エネファーム)

(定額5万円)

都市ガス・LPガスから水素を
取り出して発電し、同時に給
湯にも利用

受付期間

令和4年4月1日(金)～令和5年2月28日(火)

閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで
(申請多数により予算額を超えた場合は、受付を終了します。)

対象住宅

太陽光発電システム:既存の戸建住宅、管理組合

蓄電池・エネファーム:既存の戸建住宅、集合住宅

雨水タンク:既存の戸建住宅、管理組合、集合住宅の借家人

※新築(建替えを含む)は対象外です。

設置工事前に
必ず申請して。ぽ。

詳しくはWebへ!!

朝霞市 創エネ・省エネ

検索

問合せ先

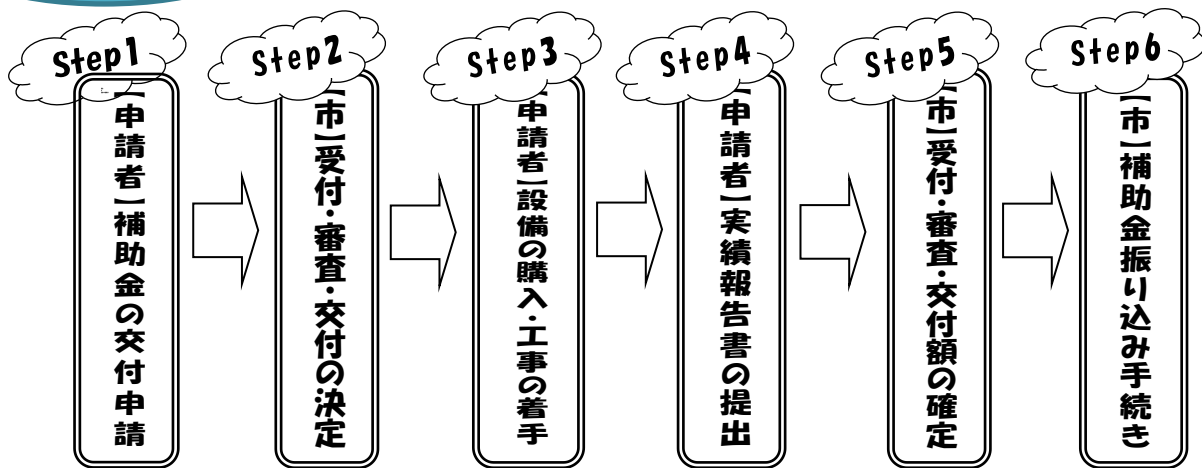
朝霞市役所 市民環境部 環境推進課

電話:048-463-1512

WEB:<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/14/souenesyouene.html>



申請の流れ



申請対象者

住宅用太陽光発電システム

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する方
- イ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置し、その発電した電力を共用部分に使用する管理組合

家庭用燃料電池(エネファーム)

・定置用リチウムイオン蓄電池

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存住宅に設置し使用する方
- イ 市内に住所を有し自ら居住している集合住宅の専有部分に設置し使用する方

雨水貯留槽

- ア 市内に住所を有し自ら居住している既存の住宅に設置し使用する方
- イ 市内に住所を有し自ら居住している借家人
- ウ 市内に所在する集合住宅の共有部分に設置する管理組合

受付場所

朝霞市 市民環境部 環境推進課

(朝霞市本町1-1-1 朝霞市役所本館5階55番窓口)

※受付は、窓口の直接持参です。

その他

詳しくは朝霞市ホームページをご覧ください。

[トップページ](#)

[くらしの便利帳](#)

[環境](#)

[温暖化対策](#)

[朝霞市創エネ・省エネ設備設置費補助制度](#)

悪質な勧誘にご注意ください。

朝霞市では、当該事業において、ある特定の事業所を推薦または紹介することは、決してございませんので、ご注意ください。

